

論 説

移転価格税制における海外子会社への貸付金利に係る独立企業間価格算定方法（移転価格事務運営要領3-8）についての検討

—— インドネシア子会社への金銭貸付が問題となった再調査請求事件を契機として ——

高柴将太

(弁護士)

目 次

I はじめに	3 「返済が真摯に考慮されていたか」という考慮要素
II 移転価格税制の概要	4 小括
1 定義	VI 両事件について市場の状況、借手の信用力等の観点からの検討
2 独立企業間価格の算定方法	1 問題の所在
III 貸付金利が問題となった具体的な事案の検討	2 借手の信用力、市場の状況等の観点からみた比較可能性の有無
1 問題の所在	VII 2022年6月改正後の事務運営要領3-8
2 タイバーツ事件裁判例	1 改正内容概要
3 インドネシア子会社への金銭貸付（再調査請求事件）	2 改正後の実務運用について
4 両事件の分析	VIII 手続的救済可能性及びその他解決方法
IV 独立企業間価格（arm's length 基準）算定における比較可能性分析	1 企業の経営判断への介入、二重課税の問題
V タイバーツ事件における取引行為自体の分析検討	2 手続的救済の可能性について
1 手持資金を海外子会社に貸し付ける行為の性質	3 その他解決方法
2 比較取引の類似性の程度の検討	IX おわりに

I はじめに

現代において、企業の海外展開の必要性が増大するにつれて、その事業上必要となる海外子会社との金融取引の必要性、重大性が年々高まっている。このような金融取引の中でもっとも多いのが金銭貸付契約であると思われる。そして、この海外子会社との金銭貸付契約の締結に当たっては、移転価格税制の適用に注意が必要であることが納税者の間に周知されつつある。

これまで、移転価格税制における海外子会社への貸付金利に係る独立企業間価格算定方法については、移転価格事務運営要領3-8が重要な意義を有してきたが、2022年6月に改正がなされた（以下、この2022年6月改正前の事務運営要領を「改正前事務運営要領」といい、同改正後のものを「改正後事務運営要領」という。）。

これは、2020年2月に公表された金融取引に関するOECD移転価格ガイドラインにおいて、①関連者間ローン取引の金利設定に当た

っては借手の信用格付け、貸付条件等の要素を十分に考慮すべきとされていること（OECD移転価格ガイドライン10. 89）、②パンカビリティオピニオン（金利水準について金融機関にヒアリングを行って得た回答）は実際の取引の比較に基づくものではないため比較可能性に基づく独立企業原則から逸脱している（同ガイドライン10. 107, 108）と規定され、さらにこれを受け2022年1月にOECD移転価格ガイドラインが改訂されたことを反映するものと思われる。

今後、各国の税務当局も、これらのガイドラインの内容に沿って国内法の整備をしていくことが想定され、借手である海外子会社の信用力を適切に評価して金利を設定することが求められていくものと思われる⁽¹⁾。

このような状況下において、筆者は、改正前事務運営要領3-8が適用される事案であったが、インドネシア子会社への金銭貸付につき移転価格税制の適用が問題となった再調査請求取消事例（後掲Ⅲの3）を担当し、これを契機として改正前事務運営要領3-8の算定方法について検討を行った。本稿は、その検討過程において、改正前事務運営要領3-8の定める算定方法が「最も適切な方法」（租税特別措置法（以下、単に「法」という。）66条の4第2項）の解釈として各取引の評価方法として適切であるのか疑問を感じる部分が生じたことから、改正前及び改正後の算定方法について考察するものである。

さらに、上記改正前及び改正後事務運営要領3-8の算定方法について問題があるとすれば、納税者の予測可能性を害するなど不利益が生じかねない。このような問題を防止するため、事前確認、相互協議制度が設けられるが、果たして現実に機能しているのであろ

うか。また、これらが機能しない場合があるとすれば、制度としていかなる解決方法が考えられるのであろうか検討してみたい。

そこで、以下では、まず移転価格税制の定義、制度概要について確認する（Ⅱ）。その上で、貸付金利の独立企業間価格が問題となつた2件の具体的な事案を紹介し（Ⅲ）、タイバーツ事件判決の算定方法の問題点及び上記インドネシア子会社の再調査請求取消事例の算定方法の問題点について検討を行う（Ⅳ～Ⅵ）。これらの検討を踏まえ、2022年6月改正後の事務運営要領3-8について言及する（Ⅶ）。さらに、これらの問題への手続救済可能性及びその他解決方法について考察する（Ⅷ）。

II 移転価格税制の概要

1 定義

移転価格税制とは、わが国の法人と「特殊の関係」のある外国法人を「国外関連者」と呼び、また独立当事者間価格を独立企業間価格と呼んだ上で、わが国の法人が、国外関連者との間で、資産の販売・資産の購入・役務の提供その他の取引を行った場合において（これらの取引を「国外関連取引」という。）、その法人がその国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格にみたないとき、または、その法人がその国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格をこえるときは、その法人の所得の計算において、その取引は独立企業間価格で行われたものとみなす（法

(1) 以上、丸山裕司「金融取引に関する移転価格対応について—2020年2月に公表された金融取引に関するOECD移転価格ガイドラインを受けて多国籍企業に求められる対応—」国際税務41巻9号（2021年）96～98頁以下を参照。

66条の4第1項）制度⁽²⁾である。

2 独立企業間価格の算定方法

(1) ここにいう独立企業間価格とは、棚卸資産の販売又は購入取引かそれ以外かの取引かに応じて、以下の方法のうち、当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するために最も適切な方法により算定した金額をいう（法66条の4第2項柱書）⁽³⁾。

(i) 棚卸資産の販売又は購入（同項1号）

① 基本三法

a 独立価格比準法（CUP法）

特殊な関係にない売手と買手が、国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（括弧内省略）に相当する金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法（同項1号イ）

b 再販売価格基準法（RP法）

国外関連取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（以下、再販売価格という。）から通常の利潤の額（括弧内省略）を控除して計算した金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法（同号ロ）

c 原価基準法（CP法）

国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（括弧内省略）を加算して計算した金額をもって当該国外関連取引の対価の額とする方法（同号ハ）

② 基本三法に準じる方法

- a 独立価格比準法に準じる方法（同号ニ）
- b 再販売価格基準法に準じる方法（同号ニ）
- c 原価基準法に準じる方法（同号ニ）

③ その他政令で定める方法

- a 比較利益分割法
- b 寄与度利益分割法
- c 残余利益分割法
- d 取引単位営業利益法（TNMM法）
- e ディスカウント・キャッシュフロー法
- f 上記a～eまでの方法に準じる方法

(ii) 棚卸資産の売買取引以外の取引（同項2号）

① 基本三法と同等の方法

② 基本三法に準じる方法と同等の方法

③ 政令で定める方法と同等の方法

(2) 本稿では、海外子会社への金銭貸借取引について述べるが、この取引類型はこれらのうち上記(ii)の棚卸資産の売買取引以外の取引に該当する。そして、そこで規定する方法のうちいずれが「最も適切な方法」（法66条の4第2項柱書）であるかを選定するに当たっては、「当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案」するものとされる（同柱書）。

この検討に当たり、通達においては、①各算定方法の長所及び短所、②国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者の果たす機能等に対する独立企業間価格の算定方法の適合性、③独立企業間価格の算定方法を適用

(2) 金子宏『租税法』（弘文堂、第24版、2021年）603頁を参照。

(3) 以下の分類及び各算定方法内容につき、羽床正秀『〔令和2年版〕移転価格税制詳解』（大蔵財務協会、2020年）64頁以下を参照。

するために必要な情報の入手可能性、④国外関連取引と非関連者間取引との類似性の程度という各点を勘案するものとされる（租税特別措置法通達（以下、「措通」という）66の4(2)-1）。

このうち、④の類似性の程度の検討に当たっては、i 棚卸資産の種類、役務の内容等、ii 売手又は買手の果たす機能、iii 契約条件、iv 市場の状況、v 売手又は買手の事業戦略を考慮する（措通66の4(3)-3）。

上記のような検討を行う趣旨は、そもそも独立企業原則の理念が比較可能な独立の事業者の間であれば得られたであろう取引の条件を参照して国外関連取引に係る利益を調整しようとするものであるから、上記のような国外関連取引に係る条件と比較可能な非関連者間取引に係る条件についての比較検討（比較可能性分析）が不可欠だからである（改正前及び改正後移転価格事務運営要領4-1）⁽⁴⁾。

(3) そして、同通達によれば、特に金銭貸借取引につき、「金銭の貸借取引について独立価格比準法と同等の方法又は原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る通貨が国外関連取引に係る通貨と同一であり、かつ、比較対象取引における貸借時期、貸借期間、金利の設定方式（括弧内省略）、利払方法（括弧内省略）、借手の信用力、担保及び保証の有無その他の利率に影響を与える諸要因が国外関連取引と同様であることを要することに留意する。」（措通66の4(8)-5、下線部筆者）とされており、上記各算定方法のうち「独立価格比準法と同等の方法」又は「原価基準法と同等の方法」の適用可能性が示唆されている。

他方、同措通66の4(8)-5注書においては、

「国外関連取引の借手が銀行等から当該国外関連取引と同様の条件の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率」を比較対象取引における利率とする場合には、「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法となる」旨規定しており、「原価基準法に準ずる方法と同等の方法」への言及はない。

(4) そして、法人及び国外関連者が共に業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場合において、改正前移転価格事務運営要領3-8は、上記「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」(上記イ(イ)a)の具体的な内容として、

(1) 国外関連取引の借手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率

(2) 国外関連取引の貸手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率

(3) 国外関連取引に係る資金を、当該国外
関連取引と通貨、取引時期、期間等が同
様の状況の下で国債等により運用する
した場合に得られるであろう利率
を掲げていた（改正前事務運営要領3-8(1)
～(3)）。

改正前事務運営要領3-8(1)～(3)について
は、(1)、(2)及び(3)に掲げる利率を用いる方法

(4) 国税庁HP「別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」(<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/010601/pdf/bessatsu.pdf> [最終確認日2022年9月14日]) 3頁を参照。

の順に、独立企業原則に即した結果が得られることに留意する旨が注書にて言及されていた（改正前事務運営要領3-8注書）。国外関連取引の貸手は、通常親会社に当たるケースが多く、親会社の場合、銀行等からの借入れ実績等があるか、又はスプレッド借入れを行うとした場合の金利情報を銀行等から入手することが容易である場合がほとんどであるため、通常は(2)の情報を入手でき、同方法を用いることが可能である。このため、(3)の方法を用いることは基本的にはないと実務においては認識されていたようである⁽⁵⁾。

III 貸付金利が問題となった具体的な事案の検討

1 問題の所在

筆者は、後述の再調査請求事件（Ⅲの3）につき代理人として対応する中で、改正前事務運営要領に従った貸付利子の独立企業間価格の算定過程において、対象取引の調達過程及び市場の状況の検討など、取引全体を分析評価し尽くし、比較可能性分析を適切に行えているのかとの疑問を抱いた。すなわち、親会社が保有していた手持資金を子会社に対して融資する場面において、実務で用いられていた改正前事務運営要領3-8の各算定方法が適切に取引行為を分析評価、比較可能性検討を行えており、「最も適切な方法」（法66条の4第1項）といえるのであろうかというのが本稿の問題意識である。

そこで、以下ではまず、改正前事務運営要

(5) 別所徹弥「金銭の貸付け又は借入れに係る独立企業間価格（利率）について」国際税務26巻9号（2006年）32頁を参照。

領3-8(2)による算定方法が問題となったタイバーツ事件判決⁽⁶⁾につき、上記問題に関連する部分を検討する。その後、筆者が担当したインドネシア子会社への貸付が問題となった再調査取消事例について検討する。同事例では、改正前事務運営要領3-8(3)が問題となっており、同算定方法の適切性につきいくつかの観点から検討を行う。

2 タイバーツ事件裁判例

(1) 事案の概要⁽⁷⁾

X社は、タイに設立したA社に対し、複数回にわたり、貸付利率を25%から3%、貸付期間を各10年として、タイバーツ建てで総額1億2822万5000タイバーツの金銭を貸し付けたところ（以下「本件貸付け」という。）、日本の課税庁は、下記の方法により独立企業間価格を計算し、更正処分を行った。

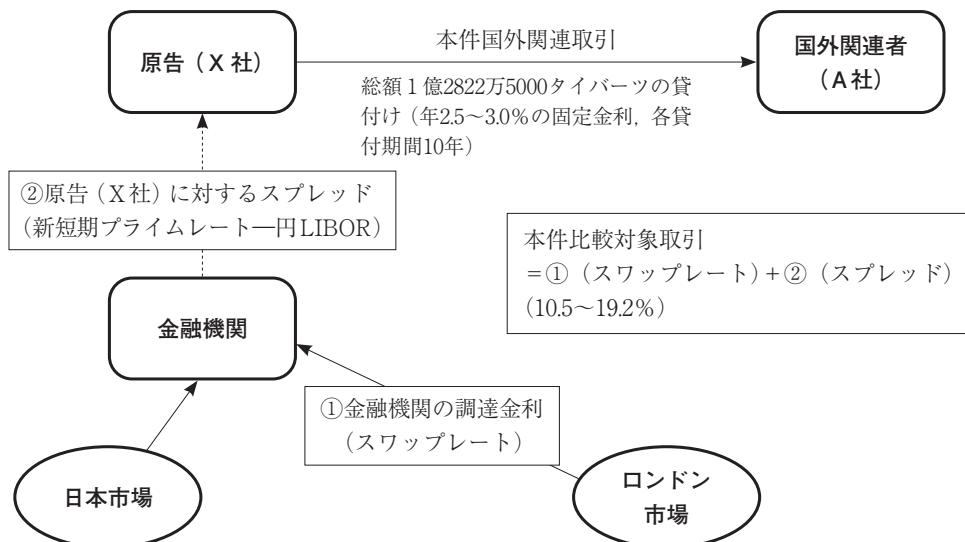
すなわち、独立価格比準法に「準ずる方法」と「同等の方法」として、非関連者である金融機関等から、本件各貸付けと同時期に同通貨による同金額、同期間の借入れをした場合を想定し、これを比較対象取引として、その際に付されるであろう金利を基に独立企業間価格（受取利息）を算定する方法（後述の通り改正前事務運営要領3-8(2)の方法と評価される方法）を採用した。具体的には、訴外子会社が、非関連者である金融機関等からスプレッド融資（金融機関等が市場から調達する金利に、スプレッド（金融機関等が得るべき利益に相当する金利。事務経費等に相当する部分や借手の信用リスクに相当する部分を

(6) 東京地判平成18年10月26日訟月54巻4号922頁。

(7) 同検討に当たっては、小茄子川栄治「判批」訟月54巻4号（2008年）922頁等も参照。

含む。）を加算した金利による融資）を受けた場合を想定して、その金利を算定している。

以上の取引関係を図解すると、下記の図⁽⁸⁾の通りとなる。



(2) 判旨

複数の事項が争点となっているが、以下では本稿のテーマと関連する、対象取引の性質、市場の状況の分析について述べる点にのみ言及する。

(i) X社は、「国外関連取引」（法66条の4第1項）の該当性の検討の中で、本件各貸付はA社の生産設備の取得に充てられたものであり、貸付開始後4年以内に全額が増資という形で資本金に振り替えられているため、実質的には出資であり、対価（利息）の支払を受ける取引ではない旨の主張を行った⁽⁹⁾。

これに対して、判決は、X社とA社は、「本件各貸付に当たり、『ローン契約書（LOAN AGREEMENT）』と題する契約書を作成し、その中で元本の返済、利息の支払等について明確な合意をしていることが認められるから、本件各貸付は金銭消費貸借であり、対価（利息）の支払を受ける取引である」と

認定した。また、「本件各貸付に係る金員が訴外子会社の生産設備の取得に充てられ、後に元本の繰上返済により資本金に振り替えられたとしても、そのゆえをもって、本件各貸付の性質が取引当初に遡って出資に変じるものではない。」「国内企業に対して長期固定金利で貸付を行うという経済行為が、短期貸付が一般的であった当時のタイの金融情勢下においては、およそ経済的合理性のない行為であったと認められるとすれば、後記のとおりの金利の低さとも相まって、本件各貸付を実質的に『出資』と評価することもできないではないと考えられる。しかしながら、証拠……によれば、平成9、10年ころのタイ国内企業

(8) 太田洋ほか「タイバーツ貸付金利子事件東京地裁判決」中里実ほか編著『移転価格税制のフロンティア』（有斐閣、2011年）142頁の図をもとに作成。

(9) 小茄子川・前掲注(7)939頁を参照。

の長期資金需要への対応は、前述のように、短期資金の借換えにより延長する方法が主流であったものの、政府系金融機関や米国の保険会社によって長期固定金利貸付が行われていたほか、ユーロバーツ市場の拡大により、香港などで発展してきたドルーバーツの通貨スワップをドル借入れに組み合わせ、実質的にバーツの固定金利長期資金調達とする事例も存在しており、また、日本からの資金調達ということをいえば、親会社からタイの現地法人への出資による方法と並んで、親会社からの長期借入（融資期間は通常5ないし7年）による方法も採られていたことが認められる。そうすると、本件各貸付当時において、タイ国内企業に対する長期固定金利貸付がおよそ経済的合理性のない行為であったということはできず、本件各貸付はその約定どおり、金銭の貸付取引と評価するのが相当である。」と述べている¹⁰⁾。

(ii) X社は、「貸付を業としない一般企業の行う貸付と金融機関の行う貸付とでは、考慮すべき要素（調達コストの考慮を要するか否か）が異なるから、課税庁の想定する比較対象取引は本件各貸付との比較可能性がない」¹¹⁾こと、「手元資金の中から貸付を行い、2～3%の適正利息を徴収しており、原告に損はない」こと、「独立企業間においては、手持資金や経営状況、相手方の信用度等に応じて、課税庁の算出する金利とは異なる金利を設定することも十分考えられる」旨の主張を行う¹²⁾。

さらに、X社が明示的に述べているわけではないものの、原告の手持資金による貸付け

であるということから、円からタイバーツに交換するに当たり原告は調達コストを要しておらず、常に調達コストを考慮する必要のある金融機関との貸付と比較するのは不当であること、すなわち、独立価格比準法と乖離しており、むしろ原価基準法に適合している旨の主張と位置付けられ、実はこの点こそが本件最大の争点であったとの分析がある¹³⁾。

以上に対して、判決は、「貸付を行う際の貸手の考慮要素としては、資金の調達コスト、事務経費の額、借手の信用力等であるところ、経済合理性を追求する非関連者間での金銭の貸借取引において、貸手が金融機関であるかその他の一般企業であるかなど、貸手が誰であるかの違いによって、このような考慮要素の点で有意な差を生ずるものとは考え難い。」

「一般企業の『手持資金』なるものも、様々なコストをかけて得られたものであることが通常であるし、その運用に当たっても、金融機関による融資に準じた融資を含めた様々な運用方法があり得るのであるから、手持資金の貸付であるから、調達コストを考慮する必要はないと断定することは困難であり、むしろ、るべき標準的取引価格を求めようとする独立企業間価格の算定に当たっては、特段の事情がない限り、融資取引の代表例である金融機関による貸付を基準とすることにも十分な合理性があるものというべきである。」と述べ、上記原告の主張を排斥する。この部分については、本件算定方法が独立企業間価格比準法と乖離しているとの主張も排斥していると分析されている¹⁴⁾。

(10) 以上につき、小茄子川・前掲注(7)952頁を参照。

(11) 小茄子川・前掲注(7)942頁。

(12) 以上につき、小茄子川・前掲注(7)949頁を参照。

(13) 今村隆「移転価格税制における独立企業間価格

の立証—最近の裁判例を素材にして—」租税研究715号（2011年）256頁を参照。

(14) 今村・前掲注(13)257頁を参照。

(3) 検討

それでは本判決では、課税庁が採用した算定方法は、改正前事務運営要領3-8のうちいずれの方法がとられたものと認定されたのであろうか。この点、裁判所は、判決文の中で明示しないものの、貸手であるX社のタイバーツの調達金利が「タイバーツのスワップレート+（親会社が円貨で資金調達する際の）スプレッド」で近似的に算定された独立企業間利率を検討しているので、概ね改正前事務運営要領3-8(2)所定の方法が用いられたものと評価されている¹⁵⁾。

そして、本判決は、親子会社間貸付の金利の独立企業間価格が争われた唯一の事案であり¹⁶⁾、本判決にて言及された上記算定方法が、その後の実務においても通常用いられているようである¹⁷⁾。

このように、タイバーツ事件は、改正前事務運営要領3-8(2)の算定方法が問題となった事案であると位置づけられ、その後の実務でも通用してきたようであるが、果たしてその算定評価方法について全く問題がなかったと言えるのであろうか。この点につき、筆者が担当した再調査請求事案との異同を踏まえながら考察するため、ひとまず以下では、改正前事務運営要領3-8(3)の方法が用いられた同再調査請求事案について確認する。

3 インドネシア子会社への金銭貸付（再調査請求事件）

(1) 事案の概要（以下、「インドネシアルピア事件」という）

(15) 太田ほか・前掲注(8)155頁、今村・前掲注(13)254頁を参照。

(16) 太田ほか・前掲注(8)139頁、藤枝純・角田信弘『移転価格税制の実務詳解』（中央経済社、第2版、

ア X社は、インドネシアに子会社A社を設立した。A社における工場建設費用、機械設備の導入費用及び当面の運転資金等の調達のため、X社がそれまでに日本国内で金融機関から調達した資金又は手持資金を原資として、A社に貸付けを行うこととした。

そこで、X社は、平成18年5月から平成23年末まで、複数回に分割して円建てで貸し付けを行い、その金額は合計5億7000万円となった。

X社A社間ではすべての貸付についてLOAN AGREEMENT（金銭消費貸借契約書、以下、このときに作成された契約書を「本件平成18年～平成23年契約書」という）を作成し、利率は年利3%と設定した。

イ しかしながら、インドネシア税務当局は、平成24年、A社への税務調査を行い、A社からX社への利息の支払について否認し、損金算入を認めなかった。

このため、X社及びA社は、今後同様の否認を受けることを避けるため、インドネシア現地税理士に相談したところ、その理由は不明であるがX社からA社への本件貸付の通貨をインドネシアルピア（以下、単に「ルピア」という）建てに変更するよう指示を受けた。そこで、X社は、平成27年1月新たにルピア建てでのLOAN AGREEMENTを作成した。

もっとも、X社は、以上の円建てからルピア建てへの変更を単なる会計上の処理の変更にとどめるため、同作成日付のLOAN AGREEMENTは作成したものの、実際に

2020年）3頁等を参照。

(17) 山田晴美「チャレンジ！移転価格税制一子会社貸付に係る金利設定方法の現状と今後一」国際税務40卷10号（2020年）95頁を参照。

はルピアの送金を行わなかった（この時作成されたLOAN AGREEMENTを「本件平成27年契約書」という）。

この結果、翌年からインドネシア税務当局からの否認がなくなった。

オ ところが、今度は、日本の課税庁が令和2年6月、本件取引の独立企業間における利率は、対象国外関連取引に係る資金を、対象国外関連取引と通貨、取引時期、期間等が同様の状況の下で国債により運用するとした場合に得られるであろう利率（筆者注、改正前事務運営要領3-8(3)）であるとして、更正処分を行った。

同処分の理由中には、X社の所得金額に加算する基本三法と同等の方法における比較対象取引が把握できないことに言及する一方、改正前事務運営要領3-8(1)、(2)を用いることができない理由はおろか、X社が設立直後であったこと等A社の信用力等について言及はないまま、3-8(3)の検討がなされていた。

カ なお、X社においては、従前の税務当局とのやりとりや、インドネシアにおいては現在でも賄賂が横行しているとの噂を聞くなどし、インドネシアでの課税行政に不安を感じていた。このため、インドネシア税務当局との接触は極力避けたいとの考え方から相互協議の申入れは行わない方針となつた。

(2) 再調査決定

筆者を含む担当弁護士は、上記対応を行っていたX社の地元の顧問税理士の協力を受け

(18) 再調査請求後に課税庁とやりとりをする中で、課税庁がX社に対し、平成18年～平成23年契約書の提出を求めたことを端緒として、円建ての同貸付契約書及び貸付金員の交付を考慮していない可

ながら、本件更正処分につき、主に①平成27年契約のみでなく、平成18年～平成23年契約の取引全体をとらえれば、円建ての金銭消費貸借契約といえること¹⁸、②仮にこのように言えずとも、課税庁は、改正前事務運営要領3-8(1)及び(2)について検討していないにもかかわらず、改正前事務運営要領3-8(3)の算定方法が用いられている旨を指摘し、改正前事務運営要領3-8(2)が独立企業間価格算定に当たり「最も適切な方法」であるとしたこと等を理由として、本件更正処分が違法である旨を主張した。

その結果、令和3年3月11日に再調査決定がなされ、同決定においては、——理由について詳細に言及されず、いかなる点が問題視されたか明確ではないが——「インドネシア国債をもとに算出した上記算定方法が不適切であること」が同決定理由中で述べられ、本件更正処分は取り消された。

4 両事件の分析

(1) ここまで検討してきた2つの事件は、貸手であるX社において保持していた手持資金の円を海外子会社に貸し付けたという点では共通していたにもかかわらず、一方では、タイバーツの貸付、運用金利が独立企業間価格として算定され（タイバーツ事件）、他方では、日本円の貸付、運用金利が独立企業間価格として算定されるという結論へと至った（インドネシアルピア事件）。このような形で両事件の結論を分けた理由としては、①インドネシアルピア事件が結果的に円建ての貸付けと

能性が発覚した。この意味で再調査請求という手法選択に意義があったと考えるが、この点については本稿のテーマと離れることから別の機会に述べる。

認定された可能性がある^⑯のに対し、タイバーツ事件がタイバーツ建て貸付と認定された点、②仮に①の相違がないとしても、タイバーツ事件においては親会社取引銀行からスプレッド情報、国際金融市場におけるスワップレートを入手し、子会社が借入れを行った場合に付されるであろう利率（改正前事務運営要領3-8(2)）について検討を行っているのに対し、インドネシアルピア事件においてはこの改正前事務運営要領3-8(1)(2)に基づく検討がなされないまま同3-8(3)に基づく算定がなされた可能性がある点があげられる。

しかし、両事件の前提事実は、必ずしも結論を分けるほど大きな差異といえないのではないか。タイバーツ事件においてはタイバーツ建ての貸付との形式をとってはいるものの、インドネシアルピア事件との差異は、当初、親会社X社において稼得した手持資金である円を外貨に交換して送金したか、そうでないかの違いにすぎないとみることもできる。すなわち、タイバーツ事件において、具体的な送金の場面のみならず、親会社X社があくまで円で稼得したという調達過程まで適切に評価し、比較可能性分析できているのであろうか。この点が、タイバーツ事件判決における算定方法（改正前事務運営要領3-8(2)の方法と整理される方法）に従った算定方法についての問題点（後述V）である。

(2) また、インドネシアルピア事件では、改正前事務運営要領3-8(3)に基づき算定を行い、更正処分がなされている。しかし、そも

そも、改正前事務運営要領3-8(3)で規定される国債等取引は私人間における融資とは一定程度距離があるとともに、市場の状況、X社が設立直後であり実際に同社に対して融資を行う独立の第三者が存在する可能性が極めて低いこと等を踏まえると、そもそも独立企業間価格算定の大前提となる比較可能性がない場合もあり、まさにインドネシアルピア事件、タイバーツ事件は同場面に当たるのではないか（後述VI）。

以上の各問題につき、いずれも比較可能性分析が問題となることから、まずはこれまでの独立企業原則における比較可能性分析に関連する規定につき国内外の議論を含め確認したうえで（IV）、各問題への検討を行う（V、VI）。また、上記事務運営要領3-8については、2022年6月改正がなされていることから改正内容を確認する（VII）。その上で、上記問題への手続的救済可能性及びその他解決方法についても考察することとしたい（VIII）。

IV 独立企業間価格（arm's length基準）算定における比較可能性分析

1 I 2(2)で述べたように、そもそも独立企業原則の理念が、比較可能な独立の事業者との間であれば得られたであろう取引の条件を参照して国外関連取引に係る利益を調整しようとするものであることから、比較可能性についての分析が重要であることは言うまでもない。

もっとも、現実に何から何まで類似の取引というものは現実には存在し得ず、一定

(19) 本件では本件平成18年～平成23年契約書と平成27年契約書がそれぞれ作成されていたため、各取引を一体的に検証し得たものと思われる。このような一体的検証のために親子間契約書の有用性を

指摘するものとして井上康一「親子間契約書は必要か有用か①—移転価格税制の観点から—」国際税務41巻7号（2021年）20頁を参照。

の要素について類似の場合に「類似の取引」とされ、その他の要素は無視されることとなる。この意味で、独立当事者間基準とは、関連者間取引を行う企業が、関連者間取引と一定の要素に関して類似であるところの取引を非関連者との間で行っている独立の企業と同じ水準の価格・利益を有していると推定する制度であるとされる。そして、ここでの両取引の類似性判断の基準となる一定の要素としては、価格に影響を及ぼすであろう要素が選択され、それが比較可能性の判断基準として議論される要素である²⁰⁾。この判断基準となる要素については、結局、価格に影響を及ぼす取引の様々な要素がこれに当たるとされる²¹⁾。

2 OECDガイドラインにおいても、1995年に公表されたガイドラインからの改訂に当たり、民間コメントを募集した上で、2009年ガイドラインにおいて比較可能性分析について独立の章を設けるに至った²²⁾。

現時点において国税庁で日本語の仮訳が公開されている2017年版ガイドラインにおいては、一般的なプロセスとして、ステップ①対象年度の決定、同②納税者の状況の幅広い分析、同③検証対象者、事案の状況に最も適切な移転価格算定手法、検証対象となる財務指標を選択し、考慮に入れるべき重要な比較可能性の要素を特定するため、

調査対象の関連者取引の理解、同④既存の内部比較対象がある場合にはその検討、同⑤外部比較対象について利用可能な情報ソースの決定、同⑥最も適切な移転価格算定手法の選択、及びその手法に必要な財務指標の決定、同⑦比較対象取引の候補の特定、同⑧比較可能性に係る再調整の決定及び実施、同⑨収集されたデータの解釈及び使用並びに独立企業間価格の算定が掲げられている²³⁾。

このうち、ステップ②に関連して、「「広範な分析」は、比較可能性分析において不可欠なステップである。これは、産業上、競争上、経済上及び規制上の要素並びにその他の要素で納税者及びその状況に影響を与えるものについての分析ではあるが、まだ、対象となる取引を検討するために行われるものではないもの、と定義することができる。このステップは、比較対象となる非関連者間取引の条件及び納税者の関連者間取引の条件、特に、取引の経済状況を理解する上で有用である（パラグラフ1.110-1.113参照）」²⁴⁾とされる。

3 以上のようなOECDガイドラインの規定も反映したものと思われるが、日本国内においても、通達、改正前及び改正後事務運営要領において検討要素が明記されている点は、II 2(2)で述べた通りである。

(20) 以上、中里実『国際取引と課税』（有斐閣、1994年）408頁〔初出、1993年〕を参照。

(21) 中里・前掲注20412頁を参照。同稿では、同要素につき、アメリカの1993年当時の暫定規則をもとに、機能分析、リスク分析、契約条件、経済的状況、取引される財・サービスであると紹介されている。

(22) OECDガイドラインにおける変遷、比較可能性分析の議論状況につき、田中俊久「移転価格課税

における比較可能性の要件について」税大論叢71号（2011年）203頁以下を参照。

(23) 国税庁HP「OECD多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン（2017年版）（仮訳）」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/oecd/tp/pdf/2017translated.pdf> [最終確認日2022年9月14日]）105頁を参照。

(24) 国税庁・前掲注23106頁。

4 ここでⅢ2・3において取り上げた両事例について、上記のような比較可能性分析に当たり、おそらく、「役務の内容」と「市場の状況及び借手の信用力」等の観点につき適切に考慮されているのかという点が問題となる。そこで、まずは次項にて「役務の内容」分析等に関連してタイバーツ事件判決の検討を行い（V）、その後「市場の状況及び借手の信用力」等について適切な分析がなされているか両事例の検討を行う（VI）。

V タイバーツ事件における取引行為自体の分析検討

1 手持資金を海外子会社に対して貸し付ける行為の性質

タイバーツ事件は上述の通り、手持資金を用いる場合であっても、その手持資金を獲得するためのコストは当然にかかっている旨判断しており、あくまでタイバーツ建ての貸付としての性格を重視する。本判決後において国税庁が公表していた参考事例集においても「金銭の貸付けが、手持ち資金によるものか、借入資金によるものかの違いによる取扱いの差はない」との記載があった²⁵⁾。

しかし、この点については、「本件の原告による国外関連者に対する貸付を『タイバーツ建ての貸付け』とみるのではなく、『手持資金の余資運用』だと捉えるのであれば、何もタイバーツ建ての貸付けを比較対象取引とする

のではなく、余資としての円貨の運用取引を比較対象取引として措定することも理論的にはりえる。そうであるとすれば、本件の『独立企業間利率』の算定方法として、原価基準法と『同等の方法』を適用した上で、本件各貸付けの原資としての円資金の原告にとっての調達コストを算定した上で、それに上乗せされるべきスプレッドについて、円資金の余資運用のための他の方法で期待できる利回り（例えば、当時の10年物円貨建て日本国債の利回り）を用いることもあり得るのではないだろうか。』²⁶⁾として、独立価格比準法に「準ずる方法」と「同等の方法」ではなく、このような原価基準法と「同等の方法」ないし原価基準法に「準ずる方法」と「同等の方法」が「最も適切な方法」であるとの解釈の余地について指摘する見解がある。すなわち手持資金の海外子会社への送金を行う本取引形態について「円貨の余資運用」ととらえる可能性について指摘するもの²⁷⁾である。

2 比較取引の類似性の程度の検討

IVで述べた通り、国外関連取引と非関連者間取引の類似性の程度（比較可能性）の検討に当たっては、国外関連取引に係る資産の種類、役務の内容、当事者の機能についての分析を行うが、これらの検討に当たり、貸手は、取引の直前まで円貨を保持していたのであって、タイバーツにて調達してきたわけではない。対象取引の中核をなす金銭交付（送金）時に用いられた通貨そのものが比較対象取引

(25) 2022年6月改訂前の国税庁「別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」25頁を参照、なお現在公開されている同月改訂後の同事例集において同文言は削除されている。

(26) 太田ほか・前掲注(8)151頁。

(27) 太田ほか・前掲注(8)151頁、155頁～156頁を参照。また本件貸付が実質的に新株発行予約権付社債と同じであるとみる可能性を指摘するものとして、小島秀樹＝川上英樹「移転価格と日本の判例について」国際税務28巻12号（2008年）57頁を参照。

の選定に当たり重要な要素となることは理解できるが、送金時の通貨がタイバーツであったという一事をもってタイバーツ建ての貸付行為のみと比較を行うべきだと断定するのは早計にすぎると思われる。それゆえ、通貨の送金場面だけではなく取引背景、調達場面まで考慮する態度が適切であると思われる。

3 「返済が真摯に考慮されていたか」という考慮要素

(1) このような役務の内容、取引の性質の分析に当たり、ドイツ行政規則においては下記の通りの要素を考慮することとされていたもので、本検討に当たって参考になると思われるため、同要素についても検討する。

すなわち、多国籍企業における所得の適正配分の審査に関する原則（ドイツ行政原則1983年2月23日制定）4. 1においては、「関連者間における資金調達の場合においてまず、真の貸付が履行されるのか又は隠れた利益配当ないし隠れた出資（資本）が存するのかどうかが、審査されなければならない。貸し付けが（「隠れた利益配当」ないし「隠れた出資」に該当するかのように装わずに）実際履行されている場合に限って、利子を付することが租税法上考えられる。」とされ、「あらかじめ返済に真摯に考慮されていない場合に、隠れた利益配当ないし隠れた出資（隠れた資本）が認定されうる」²⁸とされていた。つまり、上記ドイツ行政原則においては、関連者間の資金調達が問題となる際、検討の出発点として、貸付か出資かという取引形態を慎重に検討するとともに、単に関連者間の資金調達契約の形式のみではなく、返済が真摯に考慮されていたか否かについて、取引の実質から判断を試みていたものと考えられる。

(2) タイバーツ事件においては各貸付期間が10年、元本の返済は貸付の4年後から1年ごとに7回に分けて均等に返済するとの約定であったにもかかわらず、それぞれ約2~3年後には繰上一括弁済がなされていた。この点、タイバーツ事件判決においては上記のような取引の性質の評価について関連個所において、「本件貸し付けに係る金員が訴外子会社の生産設備の取得に充てられ、後に元本の繰上返済により資本金に振り替えられたとしても、そのゆえをもって、本件各貸付の性質が取引当初に遡って出資に変じるものではない」と述べる。

(3) しかし、独立企業間価格算定に当たり、取引がいかなる性質を有するかに係る事実認定、法の解釈・適用を行うに際して、取引時に作成された書証、各当事者の態度のみならず、取引後の当事者の行動、態度を考慮するのは一般的に行われることであり、上記ドイツ行政規則のような態度が適切であるように思われる。上記の事後的な返済状況をもとに、取引当時に返済について真摯に考慮していなかったと推認することがまったくできないと言いかることも困難であるから、返済についての当事者の認識につきより慎重に考慮すべきであったとも思える。

4 小括

以上からすれば、役務の内容の検討に当たり、単純に契約そのもの、金銭交付場面のみを重視し、比較対象取引を選定するのではなく

²⁸ ドイツ連邦共和国連邦大蔵大臣〔木村弘之亮訳〕「移転価格に関するドイツ行政原則」木村弘之亮『多国籍企業税法—移転価格の法理』（慶應義塾大学法学研究会、1993年）301頁。

く、取引の背景、貸付金の調達過程、当事者の実際上の認識等も含めて総合考慮することが適切な態度であると考える。

このため、タイバーツ事件判決においては、改正前事務運営要領3-8(2)の手法を用いるに当たって比較可能性について検討する際、上記のような視点も含め慎重に検討すべきであつたにもかかわらず、これをしないままタイバーツ建ての貸付行為と比較しているよう見え、この意味で問題があつたように思われる。

VI 両事件について市場の状況、借手の信用力等の観点からの検討

1 問題の所在

インドネシアルピア事件においては、海外子会社への融資行為の検討に当たり、改正前事務運営要領3-8(1)(2)の手法を用いることができない、貸手の銀行調達利率及び借手の銀行調達利率による算定ができないものとして、改正前事務運営要領3-8(3)により国債の利率について検討がなされた。しかし、同事件につき、手持資金の海外子会社への融資行為の独立企業間価格金利の算定につき、「市場の状況や借手の信用力」等を考慮すると同3-8(3)を含め、独立価格比準法に準じる方法と同等の方法として位置づけられると思われる同3-8(1)～(3)による算定方法が独立企業間価格の算定方法として適切な方法であつたのだろうか。

これは、タイバーツ事件においても同様であると思われ、以下ではこの点検討する。

2 借手の信用力、市場の状況等の観点からみた比較可能性の有無

(1) インドネシアルピア事件においては、海外子会社設立直後であり、A社における工場建設費用、機械設備の導入費用及び当面の運転資金等の調達のための融資を行つたものであつた。果たして、このような設立直後で目ぼしい資産を有しておらず、安定した稼得ができるていない会社に対して融資を行う独立当事者は存在するであろうか。

この問題は、タイバーツ事件判決やその他わが国の移転価格税制に関連する裁判例にて議論されてきた具体的な「個別取引の実在性」とは別の問題領域に属するものと考える²⁹。そもそも設立直後の借手の信用力を加味すると、海外子会社において現実に取引の実現可能性がなく、独立当事者間基準適用の前提となる比較可能性が認められない可能性があると思われる。

(2) タイバーツ事件においても同様の問題があると思われ、貸付行為が行われた「平成9年1月～平成10年11月は、平成9年7月にタイを震源地として始まったアジア通貨危機の最中であり、この当時タイへの国内企業への投融資はリスクが非常に高く、独立当事者間においてタイバーツ建ての貸付を行えば高い利率となることが当然であった。また、高い利率を付したとしても実際に貸付けを行う企業が存在したか否かをどのように検証するかということは難しい問題であつた。タイバ

(29) 太田ほか・前掲注(8)162頁においては、比較対象取引の「現実性」との項目で同様の議論がなされていると思われる。

(30) 太田ほか・前掲注(8)140頁。

ーツ事件判決においては、平成9、10年頃に政府系金融機関や米国保険会社により長期固定金利貸付が行われていた実例があることをもとに貸付行為の経済合理性について述べるが、このような市場の状況において、設立直後であった海外子会社に対して、独立当事者が現実に融資取引をなす可能性があったといえるかは疑問である。

(3) 上記のような問題がある中で、借手の信用力、市場の状況等の観点についても慎重に検討を要するものと思われるが、通達にはこれらの要素について記載があったものの、金銭貸借取引の独立企業間価格算定に当たっての検討方法について規定していた改正前事務運営要領3-8においては、同要素への言及がなかった。この意味で、同3-8(3)の存在ひいては同3-8(1)～(3)の存在により、上記各要素の検討が疎かとなり、形式的に同要領に従い算定を行うことで独立企業間価格が算定されてしまう危険性、すなわち借手の信用力や市場の状況からすれば現実的に実現しうる可能性が低く、この意味で比較可能性がない取引についても安易に比較対象取引と措定する危険性をはらんでいたといえるのではないだろうか。

Ⅶ 2022年6月改正後の事務運営要領3-8

1 改正内容概要

2020年2月に公表された金融取引に関するOECD移転価格ガイドラインにおいては、関連者間ローン取引の金利設定に当たっては借手の信用格付、貸付条件等の要素を十分に考慮すべき（同ガイドライン10、89）ことが示

され、これを受け2022年移転価格ガイドラインが改訂された。

これを受け、独立企業間価格の算定に当たって、金銭の貸借取引の検討方法について規定していた改正前事務運営要領3-8については、2022年6月10日に改正され、改正後事務運営要領において「金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項」について定めるものとなった。併せて「別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」中の金銭の貸借取引の事例の見直し等が行われた。これらの改正後事務運営要領等は、2022年7月1日以後に開始する事業年度分の法人税の調査等から適用されることとなっている。

具体的には、改正後事務運営要領3-8のうち主に貸付取引に関連する部分をみると、同3-8(1)につき、

「(1)金融取引に係る比較対象取引を現実に行われる取引の中から見いだすことが困難な場合で、金融市場における利率その他の現実に行われる取引に依拠した客観的な指標（以下「市場金利等」という。）で当該金融取引と通貨、時期、期間、信用力その他の比較可能性に影響を与える要素が同様の状況の下にあるものにより当該金融取引に係る比較対象取引を想定することができるときは、当該市場金利等を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができる。」と変更された。

また、同3-8(2)が、

「(2)取引の当事者に係る信用力の比較可能性を検討する場合には、当該当事者の信用格付その他の信用状態の評価の結果を表す指標（以下「信用格付等」という。）を用いることができる。」

(注) 1 例えば、金銭の貸借取引の借手が企業グループに属している事実のみを

理由として、当該借手に当該事実がなかったとした場合の信用格付等と比較して高い信用格付等が与えられるときのように、取引の当事者が企業グループに属している事実のみを理由とした付隨的な便益（以下「付隨的便益」という。）が生じている場合があるが、当該付隨的便益自体に対価が発生するものではないことに留意する。

2 信用格付等を基に取引の当事者に係る信用力の比較可能性を判断する場合には、法人又は国外関連者が企業グループに属していないとした場合の単独の信用格付等を基に判断するのではなく、付隨的便益を加味した結果引き上げられた高い信用格付等を基に判断することに留意する。」

その他同3-8(3)～(5)においては、リスクフリー利率にスプレッドを加算した利率等を用いて想定した取引を比較対象取引として用いることができること及びその注意点等が記載された。

2 改正後の実務運用について

(1) この改正により、改正前事務運営要領3-8(2)(3)の方法は認められなくなり、原則として用いられるべき算定方法は、独立企業原則の考え方最も近い(1)の方法となった。これについては、借手のリスクプレミアムに基づき、市場で成立する金利に近いものを算定することがデフォルトとされたと評されている⁽³¹⁾。

(31) 竹内茂樹「移転価格事務運営要領の一部改正について」国際税務42巻8号（2022年）111頁を参照。

改正後移転価格事務運営要領3-8については、改正から日が浅く、今後の具体的な実務運用の動向については事例の集積を待つしかないと思われる。

(2) もっとも、そもそも貸付取引の場面に限らず、独立企業間基準においては、比準対象となる独立企業や独立企業間取引が存在しない場合があるという問題点が指摘される⁽³²⁾ところである。

また、金融取引においては、扱われているものが金銭であり、金銭サービスの対価も当然に金銭であることから取引の対象と対価の区分が表面上明らかではない。金融機関が貸付をなして受け取る利子は、その全額が金融サービスの対価であるわけではない。受取利子は、金銭サービスの対価、金銭の時間的価値、債務不履行の場合の保険料が渾然一体となったものであり、したがって金融取引については価格よりも利益の方がなじみやすいと指摘される⁽³³⁾のもうなづけるところである。

これらの独立企業間基準、金融取引における独立企業間基準についての指摘をも踏まえると、金銭貸借取引についての独立企業間価格算定に当たっては、特に慎重な分析が必要なことは変わりないものと思われる。

VIII 手続的救済可能性及びその他解決方法

1 企業の経営判断への介入、二重課税の問題

以上、改正前事務運営要領3-8における

(32) 太田ほか・前掲注(8)31頁。

(33) 中里実「独立当事者間価格決定のメカニズム」租税21号（1993年）71頁を参照。

問題点を検討してきたが、本稿で取り上げた2つの事件においてなされた更正処分のように、比較対象取引と性格が異なる場合や距離がある場合においても、その適切性について厳密な検討を怠り、漫然と改正前及び改正後事務運営要領3-8に基づく運用を行うと、「納税者が、移転価格税制の適用をおそれるあまり、租税行政府の意向を忖度して対価を設定することは、実際問題として十分にありうる」との指摘が妥当する事態になると思われる。

納税者が以上のような忖度をするようになると、「その意味で、移転価格税制が、私的取引における対価の設定をリードし、それによって私的自治ないし契約の自由に事実上介入する可能性をもっていることは否定できない」と指摘される。また、法の定める「最も適切な方法」から距離がある場合でも改正前及び改正後事務運営要領3-8(1)～(3)に従った方法を選定した結果、国外当局においても移転価格税制の適用がなされ、二重課税の問題が生じる危険性も存在しうる。

以上のような立論に対し、納税者に対しては、事前確認制度、相互協議による救済が可能であるとして、上記問題点については手続的に解消が図られているとの反論がありうると思われるため、以下各制度について検討する。また、わが国の改正前及び改正後事務運営要領とは別に、上記問題を解決する方向性について、諸外国の制度をもとに検討しておく。

(34) 金子宏「移転価格税制の法理論的検討—わが国の制度を素材として—」芦部信喜先生古稀祝賀論文集『現代立憲主義の展開〔下巻〕』(有斐閣、1993年) 442頁。

(35) 金子・前掲注(34)442頁。

2 手続的救済の可能性について

(1) 事前確認制度

(i) 制度概要

事前確認とは改正前及び改正後事務運営要領第6章という通達上の措置として定められ、「法人は、所轄の税務署長ないし国税局長に対し、その国外関連取引の全部または一部について、最も合理的な独立企業間価格の算定方法、およびそれを証明するために必要な資料の確認の申し出を行うことができる」³⁶。同制度については、移転価格税制の適正、円滑な執行を図り、併せてその執行について予測可能性を確保するために導入された³⁷。

そして、税務署長等は、この申し出を受けて確認を行ったときは、納税者の信頼を保護するため、原則として過去にさかのぼって取消すことはできないとされる³⁸。

(ii) このような事前確認制度であるが、法的安定性と予測可能性の維持にどの程度役立つかは、制度の内容と運用にかかっている。せっかく事前確認を申請しても実際問題として納税者の希望するような確認がなかなか得られない場合はもちろんのこと、手続が煩雑にすぎると、確認を得るのに時間と費用が掛かりすぎる場合にもこの制度の意義が半減してしまう旨の指摘³⁹はそもそも見られたところである。

(iii) 課税庁においては、改正前及び改正後事務運営要領並びに参考事例集等、納税者の制度の理解に資するよう情報提供を行っている

(36) 金子・前掲注(2)613頁を参照。

(37) 移転価格事務運営要領6-1、金子・前掲注(2)613頁を参照。

(38) 移転価格事務運営要領6-16。

(39) 金子・前掲注(34)464頁を参照。

ものの、実務上、移転価格税制上の手続についてはやはり難解さが残り、会計士・税理士等の専門家へ依頼せざるを得ないことが多いと思われる。その専門家関連の費用負担及び手続負担を考えると、すべての取引において納税者が事前確認を行うことは難しく、重要な取引等一部の取引に限られるものと思われる。このような負担が納税者の制度利用への障壁となり、事前確認制度という制度によって担保されているはずの法的安定性、予測可能性（納税者の萎縮効果の解消）というメリットが一定程度損なわれていることは否めず、上記反論が問題なく妥当するわけではない。

(2) 相互協議

(i) 制度概要

わが国の税務当局あるいはわが国の法人等の国外関連者の所在地国の税務当局の一方が、わが国の法人等とその国外関連者との間の取引について、移転価格税制を適用した場合に、実際の取引価格と正常な対価と認定された金額との差額分について、わが国と相手国の両方で課税されることになり、国際的二重課税が生じる。このような場合には、当事者からの申立に基づいて、わが国の税務当局の担当官と相手国の税務当局の担当官が協議を行うのが、相互協議制度である。

この協議において合意に達した場合には、相手国等の税務当局が取引の相手企業の所得等を減額し相当分の金額を還付することになり（経済的二重課税の解消）、これを対応的調

整という^{④0}。

(ii) しかし、この点も実務においては、必ずしも機能しない場面が存すると思われる。例えば、インドネシアアルピア事件で問題となつたインドネシアにおいては、法制度の安定性が低く、法律に従つた執行が行われない場合もあり、税務執行の厳しさは中国、インドに次ぐほどであるとの指摘^{④1}がある。このような取引相手所在国の税務行政の不透明さを理由に、相互協議の利用がためらわれる場面は少なからずあると思われる。また、現実に相互協議により解決が図られるか否かは、相手国税務当局の運用状況にも左右される。

このように実際の制度運用状況から考えると、相互協議の存在をもって二重課税状態の解消が制度的に担保されているといえるかは疑問である。

(3) 小括

以上のように事前確認制度、相互協議制度により納税者の予測可能性、二重課税回避が実効的に担保されているとは必ずしも言い難い場面がある^{④2}。

以上からすれば、海外子会社への融資行為につき、移転価格税制の適用の検討に当たつては、慎重に行うべきとの要請が働く。ところが、現在の事務運営要領3－8の運用に当たり、先述のような問題点があり、現実に企業の経営判断への介入、二重課税の問題をはらむ移転価格税制の運用がなされる危険性があるのであるから、独立企業間価格の算定方

(40) 羽床・前掲注(3)262頁を参照。

(41) 斎藤隆一「インドネシアで高まる移転価格課税リスク—最近のトレンドについて—」国際税務38卷1号（2018年）88頁を参照。

(42) 移転価格制度の引き起こす困難の重大性（調査

の困難、企業活動に対して与える萎縮効果等）から事前確認制度等がこれを克服し得ないことを指摘するものとして、中里実「移転価格税制」ジュリ1104号（1997年）126頁を参照。

法の規定、運用には十分注意が必要であると思われる。

3 その他解決方法

(1) これまで述べてきたような事務運営要領3-8の規定による算定につき、比較可能性がなく不可能ないし困難なケースがあるとするならば、いかなる解決の方向性がありえるのであろうか。諸外国における算定方法も参考にしつつ検討を行う。

(2) この点、アメリカ合衆国ガイドラインにおいては、独立企業間金利は、「債務の成立時に同一の状況において被関連者と又は被関連者間の取引において請求された又は請求されるであろう金利」と定義されている。その際、①貸付けの金額及び期間、②担保、③債務者の信用度、④比較可能な金銭消費貸借に対する通常の金利を約束した債権者の住所を斟酌する。

その上で、債権者が借入金を債務者のために債務者の住所で調達した場合には、独立企業間金利は、債権者が実際に金融機関などに支払った金利プラス当該借入金を得、債務者に転貸するに当たっての費用に相当すると規定する。

また、債権者が営利事業として貸付金を供していないこと、および債権者が当該貸付金を債務者のためにその債務者の住所で調達していない場合、請求された金利が一定の枠内

である限り、そのような金利はみなし独立企業間金利として承認される⁽⁴³⁾。この場合の一定の枠のことを、安全帯ないしセーフハーバー(safe harbor) という⁽⁴⁴⁾。

アメリカ合衆国においては、多数の会社がこのようなセーフハーバーを利用し、同基準に配慮しており⁽⁴⁵⁾、わが国の事務運営要領のように国債等の取引を比較対象取引としては用いていないものと思われる。

(3) そもそも「独立企業間価格とは、不確定概念ではないにしても、きわめて不明確な概念である」として、「実際問題として、移転価格税制の適用は、ともするとアビトラリーになりやすい。このことは納税者の側から見れば、法的安定性と予測可能性を害される危険があることを意味する。したがって、移転価格税制について何よりも必要なことは、その解釈適用基準を明確化することである」⁽⁴⁶⁾との指摘が早くからなされていたところである。

上記指摘から年月が経過し、OECD移転ガイドライン、わが国の法律、通達、事務運営要領等にて解釈適用基準の明確化を図られてきているが、依然として上記法的安定性と予測可能性が害される危険性があるという問題点は存在するものと思料する。また、わが国事務運営要領によるときの納税者の情報収集の困難性、過重なコストも加味すると、2022年6月の事務運営要領3-8改正に当たってのパブリックコメントにおいて、上記セーフ

(43) 以上、木村弘之亮「移転価格の審査に関する特殊原則(2)」前掲注⁽²⁷⁾152頁、金子宏「アメリカ合衆国の所得課税における独立当事者間取引(arm's length transaction)の法理」同『所得課税の法と政策』(有斐閣、1996年) 276頁以下〔初出、1980年〕を参照。

(44) 望月文夫『日米移転価格税制の制度と適用—無形資産取引を中心』(大蔵財務協会、2007年) 163頁を参照。

(45) 木村・前掲注⁽²⁷⁾152頁を参照。

(46) 金子・前掲注⁽³⁴⁾442頁。

ハーバーハーバー導入についての意見が述べられていた⁽⁴⁷⁾こともうなづける。

すなわち、このようなセーフハーバーハーバーに基づき、純然たる貸付利率を算定するのではなく、多少減少した一定の利率幅の中での利率を適切な価格とするのである。独立企業間価格の算定は、厳密で正確な過程ではなく誤差が付きまとう推測に過ぎず、このような制度の導入は移転価格税制の適用事例を減少させ、結果的に法的安定性の確保にも役立つものと期待される⁽⁴⁸⁾ものであって、解決の一つの方向性であると言えよう。

(4) 他方、このようなセーフハーバーについては、税務当局の取扱いであることから、これを課国の判断で設けたり設けなかつたりすると、各国毎に取扱いが異なることとなる。一方の国における執行の簡便性により、他方の国においては自国の課税権を確保するため執行を強要されるという結果を招来し、執行

上の不安定性を招くことから、各国共通の取り扱いが求められることが指摘される⁽⁴⁹⁾。

このため、OECD金融取引ガイドラインを踏まえた今後の各国内法改正を注視しつつ、独立企業間価格の一義的な金利算定が容易ではないことを念頭に置き、制度運用につき検討すべきである。

IX おわりに

以上、現実に生じた2つの事例をもとに、海外子会社への貸付金利に係る独立企業間価格算定方法等についての検討を行った。納税者の予測可能性等を担保するため通達、事務運営要領による明確化が図られてきているが、現実には本稿で述べたような問題点が生じうる。このため、常に、独立企業間価格の本来の考え方を意識しつつ、算定方法及びその運用、制度設計等について慎重に検討する姿勢が肝要であると考える。

以上

(47) e-Gov HP「『移転価格事務運営要領』（事務運営指針）の一部を改正する案に対する意見募集の結果について」（別紙1）（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000236785> [最終確認日2022年9月14日]）2頁を

参照。

(48) 増井良啓「移転価格税制—経済的二重課税の排除を中心として—」日税研論集33号（1995年）45頁を参照。

(49) 望月・前掲注⁽⁴⁴⁾263頁を参照。